

## 決議 5.20 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### 第 15 条に基づく事務局の勧告に関する指針

事務局に対して、附属書 I および II の改正案のために締約国に勧告を行うよう求めた条約第 15 条 2 項 (b) および (c) に留意し、

事務局が、勧告の基礎とするための十分なデータを入手する際に直面する問題を認識し、

またデータおよび情報は、さまざまな出版物や情報源から入手し得ることを認識し、

条約締約国会議は

事務局が条約第 15 条 2 項 (b) および (c) に基づき勧告を行うにあたって従うべき指針を次のとおり定める。

- a) 適切とされる場合、特定のデータについて典拠で確認できるよう勧告の本文には参照資料を示す。
- b) 参照の指示は、このような指示に関して認められた科学上の標準にしたがい行う。
- c) 未発表のデータも利用でき、典拠を明示できる場合はこれを示す。情報が秘密扱いとされている場合は、この事実を明示しなければならない。
- d) 提案が注釈を含む場合、勧告には特に以下の項目を盛り込む。
  - i) 野生資源の取引および需要において優位を占める標本に関する注釈案の適切さ

ii) 注釈案の施行における潜在的問題

iii) 注釈案と既存注釈との間で調和がとれていること

- e) 以前に附属書に記載されていた、または記載することもしくは削除することを提案されたことのある種については、その記載または提案に関するこれまでの短い経過および条約の下でのその取扱いについて 勧告の中で触れる。
- f) 適切とされる場合、提案に影響を及ぼす現在のすべての決議または締約国が審議中もしくは検討を予定しているすべての決議案への参照指示を付す。
- g) 提案国または生息国および／または他のすべての情報源から、使用されたデータについての確認または反論するための生物学上および／または取引上の補足データを請求することができる。
- h) 事務局は、情報は科学的なものに限られるべきでないことを認識し、入手可能なかぎり広範囲な情報に基づき勧告を行う。事務局に対して、条約の基本方針および効果的施行を促進するという主目的に沿って勧告を行う努力を続けるよう強く求める。 ■

\* 第 16 回締約国会議で改正。